

証券検査を巡る最近の動向について ～平成27年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～

証券取引等証券監視委員会事務局 証券検査課長

松重 友啓

(7月9日付けで、東京税関総務部長に就任)

1. はじめに

私の証券取引等監視委員会（以下、「証券監視委」という。）での勤務は、今年で二年目です。その前には財務省、金融庁等のいろいろな部署で働きましたが、財務省理財局財政投融資総括課で財政投融資資金貸付金の証券化商品を販売した経験があります。財政投

融資とは、財投債などを発行して調達した資金をインフラ建設などに貸し付ける、国による金融事業です。この貸付金を証券化した商品を売るというのも国としての事業なのですが、一種の金融商品の販売であることに違いありません。私は着任早々、買い手の方々のところに出向き、求められる説明をして回るなど、行政官としては珍しく、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）の規制を受ける側の仕事を行いました。

このような経験のある私が、現在、金商法に基づく証券検査の現場監督の立場に立っていることは、不思議な巡り合わせだという気がしています。勿論、行政である以上は組織で仕事をしており、担当者が変わったからといって行政の中身が変わるものではありませんが、そうした経歴を持っている私が担当であるがゆえに、多少なりとも現在の証券検査の実務に、いわばニュアンスの違いともいえるべき特徴が出ているかもしれません。本日の

〈目 次〉

1. はじめに
2. 第八期活動方針と証券検査の実施状況
3. 平成26年度の金商業者に対する行政処分を求める勧告等
4. 特例業者に対する証券検査の状況
5. 平成27年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画
6. おわりに



講演で直接お話しをし、証券検査の現場責任者がどのような人間で、何を考えているのか、実際に見、かつ聴いていただくことで、皆様方にとって少しでもお役に立つことがあれば幸甚であります。

本日のテーマは「平成27年度証券検査基本方針と最近の指摘事例」であります。最初に証券監視委の活動方針、次に証券検査の実施状況等を御紹介した上で、証券検査基本方針のポイントを御説明する、という順番で話を進めてまいります。

■ 2. 第八期活動方針と証券検査の実施状況

証券監視委は平成4年に設立され、委員長と二人の委員の三人から成る合議体です。任期は三年で、平成26年1月から第八期目を迎えています。第八期のスタート時に発表された今期の証券監視委の活動方針では、証券監視委の使命である「市場の公正性と透明性の

確保と投資者の保護を目指して市場を監視する」ための八項目の重点施策を掲げています。このうち、証券検査に関係するのは、

- * 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
- * 詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応の二項目です。

証券監視委は、証券検査を通じて、投資者が安心して投資を行える環境を保つことを目指しています。このために金融商品取引業者（以下、「金商業者」という。）が自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うこと、それとともにゲートキーパーとしての機能を発揮する等、証券市場における仲介者としての役割を適切に果たすように促すことが我々の役割となります。

このような証券検査の役割は、短期間のうちに変わるものではなく、また、証券検査が直面する環境や課題も年ごとに大きく異なるものではありません。

現在では証券検査の対象業者数がかかり増

(図表) 検査対象業者数の推移

	1992年	2007年3月末		2015年3月末
国内証券会社	216*1	310	第一種金融商品取引業者	277
外国証券会社	49*2			
金融先物取引業者	216*3	196	登録金融機関	1,087
証券業務(窓販)の認可を受けた金融機関	619*4	1,182	投資助言・代理業者	989
投資顧問業者	433*5	959	投資運用業者	328
投資信託委託会社	20*6	123		
投資顧問業者(一任)	155*7	146	金融商品仲介業者	818
証券仲介業者	不詳	591	第二種金融商品取引業者	1,234
商品投資販売業者(証券取引法対象外)	不詳	97		
信託受益権販売業者(同上)	不詳	597	適格機関投資家等特例業務届出者 (無登録業者)	3,123
抵当証券業者、集団投資スキーム(ファンド)、等(同上)				

*1 1992年12月末 *5 1992年6月末
 *2 1992年6月末 *6 1992年3月末
 *3 1993年5月末 *7 1992年6月末
 *4 1992年7月末

加しています。全体で約8,000社となり、金融商品・取引も多様化・複雑化しています。証券監視委ができた平成4年(1992年)、証券取引法から金商法中心の制度に移行する直前の平成19年(2007年)の3月末、直近の平成27年(2015年)3月末の各時点における、証券検査の対象業者数を比較してみます。もっとも、一部業種については平成4年の数字を把握できていないので、全ての業種について三時点を一貫して比較はできません。金商法上の第一種金商業者、登録金融機関、投資助言・代理業者及び投資運用業者に相当する業者は平成4年には合計1,708社ありましたが、19年3月末には2,916社とおよそ1,200社増え、27年3月末では2,707社となっています。これに第二種金商業者(以下、「二種業者」という。)に相当する業者を合わせた数は平成19年3月末で4,201社、さらに金商法施行後に適格機関投資家等特例業務届出者(以下、

「特例業者」という。)が加わった後の証券検査の対象業者数は27年3月末では7,856社となり、非常に増えていることがわかります。

どのような業種が増えているのかというと、金商法施行で新たに導入された制度であるファンドの取得勧誘等を行う二種業者が平成19年3月末の700社弱から27年3月末には約1,270社になり、この間約80%増えています。また、特例業者3,000社程度が皆増しています。投資運用業者は、平成27年3月末は328社ですが、このうち投資一任業者が255社です。平成19年3月末の投資一任業者の数150弱と比較すると約75%の増加であり、金商法施行後に大きく増えています。

こうした事情が我々の証券検査の実績にも反映されています。証券検査対象先の金商業者数と、これまでどれだけの数の検査に着手したのかを業者別・各年度別に集計したのを見ると、いくつか異例な動きがあるのがお

分りいただけだと思います。まず、「投資運用業者（投信会社、投資一任業者）」に対する検査件数は、平成23年度は9件ですが24年度には36件と大幅に増えています。これは平成23年度末に明るみになったいわゆるAIJ問題の発生を受け、その翌年度に投資一任業者に対する集中検査を行ったためです。

次に、二種業者について見ていただくと、平成24年度の検査件数は20件であったものが、25年度には108件と大きく増えています。これは平成25年4月にいわゆるMRI問題が発覚したことを受け、二種業者に対する集中検査を実施した結果です。もっとも、この108件の中には、登録事項検査といって、登録間もない業者を対象に比較的簡易なチェック行う検査50件が含まれていますが、それを度外視したとしても検査件数は二倍以上に増えています。

検査対象業者 特例業者については、平成23年度までは1桁台であったものが、24年度は21件、25年度は23件、26年度には31件にまで増えています。そもそも数が3,000程度あるので、カバー率は低いですが、検査件数は増加しています。

特例業者の制度は、元来は、機関投資家等のプロの投資家の利用を前提として緩い規制とされたものでした。ところが、プロの投資は名目的に過ぎず、もっぱら一般個人からお金を集める手段として使われているといった問題ある事例が、検査の結果多数認められました。このため、証券監視委は、必要な制度

改正が行われるよう、制度担当部局に「建議」しました。その経緯等については、後に再度御説明いたします。

厳しい定員上の制約下で限界はあるのですが、今御説明したとおり、証券検査に対して時々求められる要請に応えながら、投資一任業者、二種業者、特例業者へと重点を移しつつ、集中的に人的資源を投入し、できるだけ多くの業者を検査して、問題の解決につながるよう努めてきました。

これらの業種は奇しくも、金商法施行後に登場又は業者数が急増した業種です。業界の急拡大等に伴うひずみのゆえに、問題点の方が先に顕在化してしまったのかもしれませんが。それから、これらの三業種は、資産運用と関連が特に深い分野でもあります。我が国経済の活力を高めていくことは現下の重要課題であり、そのために必要な成長マネーを適切に供給する役割を担う、資産運用に関連する業者・業界が健全な形で発展していくことが非常に重要です。こうした観点も踏まえて、今後、検査を行っていく必要があると考えています。

■ 3. 平成26年度の金商業者に対する行政処分を求める勧告等

証券検査の結果、投資者保護上重大な問題が発覚した場合には、監督部局に対して、必要な行政処分を行うよう「勧告」をします。勧告にまでは至らない場合でも、今後の改善

を要する問題があれば、検査先に通知して必要な対応を求めます。さらに、通知に至らない場合であっても、よりよい業務運営に向けて必要な事項について、検査の過程で検査先と議論等を行い、認識の共有を図っています。金商業者に対する「勧告」の数は、平成23年度から26年度まで、ほぼ横ばいです。

我々は、金商業者に対する「勧告」等とは別途、無登録業者・無届募集等について裁判所への申立てを行っています。金商業は登録がなければできないにも関わらず、登録を受けずにファンドの取得勧誘などを行っている業者がいます。こうした無登録の業者は金商法の規制の枠外ですから行政処分を行うことができません。しかしながら、何もしないでこうした業者による投資者被害を拡大するままに放置することはできません。このため、金商法第192条に基づき、裁判所に対して、無登録の業者によるファンドの取得勧誘等の行為を禁止・停止する命令を発出していただくよう申立てを行うことが可能となっています。この制度は当初は、最後の拠り所として念のため設けられたものであるという話を聞いたことがあります。しかし、近年では、投資者被害拡大の防止のため積極的に活用されており、平成24年度は1件、25年度は2件、26年度は6件の申立てを行っています。

金商業者に対する勧告等に話を戻すと、平成26年度の勧告件数は16件です。これを内容ごとに見てみると、まず、投資者と市場の間を仲介するゲートキーパーとして市場の公正

性を保つという金商業者の使命にもとるような行為について勧告を行ったケースです。平成26年度には、証券会社のディーラーが相場操縦を行っていた事例で、件数としては2件勧告を行いました。その会社は、自己売買における不公正取引の審査を監査部売買審査課に行わせることとしていましたが、同課は委託取引の売買審査で多忙であったことから、自己売買の審査を行っていませんでした。まさに、ゲートキーパーとして市場の公正性を担保する立場としてはあってはならない問題があった事例でありました。

また、他人のお金を預かって運用等を行う者としてあってはならないこと、例えば、自社の損失を回避するため顧客に損失を与えたり、顧客との間で利益相反がある問題行為を行ったケースもあります。この種の事例として平成26年度には、船舶関連私募債の値段が非常に下がっているのに、原価のままで二つのファンドに売却して自社の損失を回避した事例がありました。購入した二ファンドは、最終的には減損処理を行うこととなりました。

次に、本来は無登録で行ってはならない行為、例えば金融商品の取得勧誘を無登録で行ったことに対して勧告した事例、又は、こうした行為を行おうとする者に金商業者が自分の名義を貸して加功・支援したような事例があります。この種の事例は平成26年度には9件ありました。

最後に、金商業者には制度上、預かった資

金を適切に管理すること、財務の健全性を維持すること、相手方に商品を売るときに正しい情報を明確に説明すること等、いくつもの義務が課せられていますが、こうした義務を果たさなかったことを理由として勧告を行った事例があります。平成26年度には分別管理を行っていない事例、自己資本規制比率や純財産の最低水準を守っていない事例、外務員の職務を、制度上はできないはずの外務員の登録を受けた者以外の者に行わせていた事例、虚偽の財務諸表に基づいて法定の最低資本金の額に満たないまま登録を受けた事例がありました。この種の事例で4件の勧告を行っています。

平成26年度において全部で16件行った勧告のうち、半分以上の9件が前述の三番目の類型である、無登録で取得勧誘等を行うこと又はこれに加巧・支援する行為でした。平成25年度について見ると、この種の事例での勧告は5件でした。全体で18件の勧告を行っています。因みに平成25年度では、法令上の遵守義務、例えば説明義務、出資金の管理義務、財務の健全性維持などについて問題があった、前述の四番目のタイプの事例で勧告を行ったのが9件で最多でした。無登録での取得勧誘行為、又はこれを助ける行為が行われた事例における勧告が増えた、というのが平成26年度の特徴だと思われます。その原因としては、平成25年度に多数の勧告が行われた事項について金商業者の皆様方が自主的に修正したがゆえに26年度には別の問題点が顕在化し

たのかもしれませんが、あるいは、経済情勢等の外部要因が作用して無登録の取得勧誘等の敢行に対する誘因が働きやすい状況になっていたのかもしれませんが。

■ 4. 特例業者に対する証券検査の状況

現在約3,000ある特例業者に対する検査の結果、問題が発覚しても、これに対して行政処分を行う権限を法令上与えられていません。しかしながら、投資者保護上問題ある状態のまま放置しておくわけにはいきません。そこで、検査の結果、重大な問題が把握できればその内容を公表し、投資者に対して注意を喚起します。そして、把握した問題を監督部門に伝えます。これを受けて監督部門は警告書を発出する等により、特例業者に対して改善を求めます。

特例業者の制度、いわゆるプロ向けファンド制度は、前述のとおり元来は、プロの投資家の利用を想定して緩い規制とされたものでしたが、検査の結果、一般個人からお金を集める手段に悪用されている事例が明らかとなりました。このため、平成26年4月、証券監視委は制度担当部局に対して関連制度の改正を「建議」し、同年夏には政令改正により、現行では49名までなら属性上の制限なく一般個人でも出資可能であったものを、上場会社、年金基金、富裕層個人等に限定し、一般個人の出資は不可とすることとする案が作られ、

パブリックコメントに付されました。

これに対して、内容的には相互に全く逆方向の意見が提出されました。一方で、弁護士会等からは、個人の出資は全て禁止せよという声が出ました。他方で、ベンチャーキャピタル関係者等からは、「政令案では投資家の範囲が狭すぎて、成長マネーの供給に支障が生じかねない」旨の意見が出されました。このように両立し難い意見が出たため、爾後、金融審議会のワーキンググループという公開の場で双方の意見を有する者を交えて議論を行った上で対応策を考えることになり、平成26年秋から金融審議会の投資運用に関するワーキンググループで議論が行われ、制度改正の案がまとめられました。これを実施するための金商法改正案が今国会に提出され、最終的には、平成27年5月27日に可決・成立しました。

証券監視委として特例業者の実状のどんな点に問題があると考えたかを御紹介します。特例業者に対する検査は平成22年度以降行っていますが、過半の業者に問題が認められ、検査結果の公表又は金商法第192条に基づく裁判所への申立てを行うこととなりました。

多数認められた問題は、まず、顧客に対する虚偽説明による取得勧誘です。次に、集めた資金を本来の投資目的以外の会社経費や職員給与に充てたり、投資の実体がなく支払原資となる利益が上がらないのに後に出資された資金をたこ足的に先の出資者に配当する等の流用の事例も多くありました。さらに、投

資状況の把握等のファンド運用管理や、顧客ごとの入出金の管理が行われていないといった杜撰な業務運営が認められた事例も非常に多数ありました。

プロ向けファンド制度は、プロ投資家の利用を前提としていますが、我々が検査で問題を認めた業者に関しては、全くそうになっていませんでした。プロの投資家の投資金額は非常に少なく、プロの数も非常に少ない。また、銀行や証券会社等からの投資は極めて少なく、投資事業有限責任組合といったプロの投資家としての実体が伴っているか分からない者がかなりありました。制度の想定から外れた実状が認められたのです。

またアマの投資家がどういう人なのかというと、なかなか全体像は分からないものの、高齢者から資金を集めている場合が多いという傾向がうかがわれました。要するに、実態としては、プロによる利用という面では形骸化していた一方、アマの投資家は金融リテラシーが高いとは言えないと推認される高齢者が多数である事例が多く認められたということです。

さらに、23の会社が、実はプロからの投資を受けていないにもかかわらずプロから投資があったように偽装してファンドへの出資を集め、金商業者がその偽装を手助けしていた事例もありました。偽装の手助けをした業者については、行政処分の勧告を行いました。

次に、今般の金商法改正により、制度がどのように変わるかを御紹介します。現行のプ

ロ向けファンド制度の悪用による投資者被害を抑止する必要がある一方で、必要などころに成長資金が円滑に供給されることも重要であり、両者をうまくバランスさせる制度とするために、昨年夏に提案された、単に出資者の範囲を限定するというだけではなく、他の措置も併せた総合的な対応がとられています。

まず、特例業務を行おうとする届出者に欠格事由を設けるとともに、届出書の記載事項の拡充や公表によって実体が伴っていない者が簡単に特例業者となることができないようにします。また、プロとしての実体がある者の投資がなければ認められません。

これまで、特例業者には虚偽告知の禁止、損失補てんの禁止という二つの行為規制しかかけられていませんでしたが、制度改正後は、他の金商業者と同等に、適合性の原則、契約締結前の書面等の交付等、忠実義務・善管注意義務、投資家利益を害する取引行為の禁止といった行為規制がかかることとなります。さらに、事業報告書や帳簿の作成義務を守っていただくようにします。他方で、元来プロ向けファンドですので、その趣旨を尊重し、本当にプロ向けの取引なら、一部の行為規制は適用しないという手当ても講じます。

次に監督上の処分については、今までは検査の結果の公表、警告書の発出に留まっていたものを、今後は業務の改善や停止・廃止を命令することができるようにします。また、現行では金商法第192条に基づき裁判所に申

し立てる際の要件の一つとして、法令違反行為があることが定められていますが、このままでは、全体として見れば投資者保護上問題がある行為でも、法令違反の認定ができず申立てを諦めざるを得ないケースも起こり得るので、このような場合でも申立てを行い、投資者被害の拡大を防止することができるように改正されています。

プロの投資家以外で出資ができる投資家の範囲ですが、成長資金の供給、特にベンチャーキャピタルへの円滑な資金供給は非常に重要だという意見もありました。これを踏まえ、昨年夏の政令案で示した範囲を拡大する方向で考えられています。さらに、ベンチャーキャピタル、ベンチャーファンドについては、ガバナンスが確保され、公認会計士による会計監査が実施されている等の追加的要件が充足されていることを前提に、上場会社等の役員・元役員等も投資することができるようにすることが考えられています。

私のような検査の現場を担当する立場でいえば、検査で問題が認められたときには、業務改善・停止・廃止命令といった行政処分を行い、退出すべき者には退出していただき、直すべきはきちんと直していただくための権限があることにより、実効性が大いに高まると考えています。今回の制度改正だけで全てが解決するわけではないかもしれませんが、一歩でも前進することには意味があると考えています。

■ 5. 平成27年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

前述のとおり、証券監視委の第八期活動方針の重点施策の中で証券検査に関連する項目が二つあります。一つは、「検査対象先の特性に応じた効率のかつ実効性ある証券検査の実施」です。登録業者に対する検査を的確に実施し、直すべきところは直していただくことであります。もう一つは、「詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応」です。詐欺的な営業を行う特例業者に対する検査や無登録業者に対する金商法第192条に基づく申立て等を念頭に置いています。

我々が本年4月に公表した平成27年度証券検査基本方針（以下、「基本方針」という。）では、この重点施策を実施するに当たっての具体的な課題を4つお示ししています。基本方針の「基本的考え方」の「証券検査を巡る環境と課題」の中で、まず、大規模証券会社グループ等に対しては、自社のビジネスモデルに応じた経営管理態勢、リスク管理態勢の高度化に向けて取り組んでいただくよう常日頃からグループ全体の状況を把握することが課題とされています。次に、昨今のAIJ問題、MRI問題のような金融市場に対する国民全般の信頼を揺るがすような事態が起きないようにすることが、引き続き課題です。三番目に、金融市場の技術面での動きへの対応も重要になっています。インターネット取引やHFT、

DMA等が拡大し、その基盤であるシステムの信頼性確保が非常に重要であり、各事業者には金融取引のインフラともいうべきシステムの管理態勢を整えていただけるようにしていくことが一層求められています。最後に、詐欺的なファンド等の販売・勧誘による個人投資家、消費者被害を抑止するため、引き続き、「モグラたたきの」に厳正に対処する必要があります。

これらの課題に応じるための「効率的・効果的で実効性のある証券検査」を実施するには、情報感度を高くし、投資者保護上真に問題があり、リスクが高いところから優先的に検査を行っていかねばならないと考えています。

また、市場を巡る横断的なテーマや共通の課題に関する検証が必要な場合には、複数の検査対象先に対して、特定の検証事項に焦点を絞った検査を実施することも有用です。今後、何らかの問題が発生し複数の業者について一斉に検証する必要がある場合には、通常我々の検査のようにフルスペックで見るとはならない検査も必要に応じて実施しなければならないと考えています。

さらに、経営管理態勢・内部管理態勢等について、検査対象先の業態、規模、特性等を踏まえて双方向の議論を行い、必要に応じて業務運営の改善を促していくこととしています。金商業者といっても、最大手の証券会社、外資系証券会社、ネット専門の証券会社、小規模の地場証券会社では業態、業容に違いが

あり、全てに適用する必要がある事項はあるものの、何でも杓子定規に一律な内容の検査を行うことは有効でないと考えています。検査の中で、対象先の業態なり規模をよく踏まえた内容の議論を行いながら、双方の認識を共有した上で、必要な改善をお願いしていくことを心がけたいと考えています。

これも前に申し上げたとおり、証券検査に求められている役割や我々が直面している状況は、短期間のうちに大きく変わるものではありません。したがって、証券検査で検証すべき事項等も、昨年度に比べて大きく変わってはいないと考えています。

その上で、平成27年度の検査基本方針の「基本的考え方」の中で「金融モニタリング基本方針を踏まえた証券検査の実施」について記載しました。現在、銀行や保険に関しては、金融庁の監督局と検査局は、体制面も含め、オフサイトでのモニタリングとオンサイトの検査を一体的に行う方向に舵を切っています。証券に関しても、オフサイトのモニタリングとオンサイトの臨店検査を有機的に結び付けて監督と検査の連携を強化することは必要です。また、金融庁は「金融モニタリング基本方針」を策定して検査と監督の方針を一体化していますが、この中には金融庁全体としてどういう方向を目指していくかも示されており、我々も当然それを踏まえて検査をしていかなければならないと考えています。

この「金融モニタリング基本方針」への論及に加えて、今回の基本方針が昨年度までと

違っている点は「証券検査における検証事項」を、業態別のもの、業態横断的なもの及び一般的なものに分類整理した点です。

業態等に応じた重点検証事項として、業種ごとにどういう点を重点的に検証するかを明示しています。まず、大規模証券会社グループについては、フォワードルッキングな観点からグローバルな市場の変化に機動的に対応できる経営管理態勢、リスク管理態勢が構築されているかといった事項を挙げています。グローバルで複雑な活動をする結果として、過大なリスクを取っていないか等の観点から、常日頃から切れ目なく状況を見ていくことが重要と考えています。

次に、大規模証券会社グループを含めた第一種金商業者については、昨年度と同様に、法人関係情報の管理、公正な価格形成を阻害するおそれのある行為への対応、DMA等に対する実効性ある売買管理態勢の構築状況への検証といった重点検証事項を掲げています。公正な価格形成を阻害するおそれのある行為に関して補足をすると、平成26年度には、証券検査の結果ではありませんがアレイオンという会社に課徴金勧告をした事例がありました。これは日経225銘柄の入替えの際に引値保証取引が行われることを前提として入替え前日の大引け直前30秒ほどの間に大規模な相場操縦が行われた事例です。こうした場合についてもゲートキーパーとして適切に売買審査が行われているかを検証していく必要があると考えています。

引受業務が適切に行われているかどうかについても、引き続き重点的に検証します。最近マーケットで関心の高い新規上場についても同様です。さらに、財務の健全性、テロ資金対策、資金洗浄対策についても引き続き、きちんと検証していきたいと考えています。

外為証拠金取引業者(FX業者)については、業種ごとに重点事項を整理した結果として追加された項目ですが、内容面で特に新奇なものではありません。今年初めにスイスフランの問題もあったことから、経済情勢の急変が為替を大きく変動させるリスクをきちんと管理できているかも検証していきます。

二種業者については、昨年度に引き続き、業務が適切に運営されているかを見ていきます。特に海外ファンドについてはデューデリジェンス及びモニタリングをきちんと行っていただいているか、顧客勧誘に問題がないかといった点を確認させていただきます。

投資運用業者については、現在のところ、集中検査といった対応を要する状況ではなくなっていますが、顧客への勧誘の際に重要な事項に誤解を生じせしめる表示や特別な利益を提供していないか、忠実義務・善管注意義務違反の行為がないかといった点の検証は引き続き行ってまいります。

信用格付業者については、利益相反の防止、格付プロセスの公正性確保、情報の適切な開示などについて検証していきます。

投資助言・代理業者に対しては、法令遵守状況、勧誘・説明態勢について重点的に検証

していきます。平成26年度には、投資助言・代理業者の名義が無登録業者の取得勧誘のための「看板」として使われる事例等が見られましたので、こうしたことが行われぬようなチェックもしていく必要があると考えています。

自主規制機関も我々の検査対象にはなっていますが、むしろ自主規制機関と我々が連携しながら、より良い市場を作っていきたいと考えています。

特例業者に対しては、新たに行方規制が導入されますので、これを遵守するために必要な態勢ができているかを、今の段階から見ていく必要があると考えています。

無登録業者への対応も、引き続き、厳正に行ってまいります。

業態横断的な重点検証事項の内容も、昨年度のそれと比べて、根本的な変更はありません。システムリスク管理態勢については、金融取引等がIT技術への依存を強めている現況下、システムの信頼性確保は重要性を増しています。各社において適切なシステム管理を行うことが、より強く求められています。検査の中でサイバーセキュリティ対策を含めて適切な態勢が構築されているかを検証していく必要があると考えています。また、反社会的勢力との関係遮断も引き続き検証させていただきます。

一般検証事項として、検査マニュアル等を活用して、経営管理態勢等の検証を行うことを記載しています。仮に問題があったときに

は、個々の問題そのものだけでなく、その背後にある内部管理態勢の適切性等を検証し、問題の本質的な原因の把握に努めます。

最後に、「証券検査基本計画」を説明します。これまでの計画では、特例業者を除いた全ての登録業者に対する年間の検査件数見込みを掲げていました。今年度の計画においては、特例業者を含め、270社を目途に検査を実施することとしています。この数は、過去二年の実績と同等であり、昨年度に比較して検査件数を大きく増減させることは考えていません。昨年度に引き続き、第一種金商業者、二種業者、投資運用業者、信用格付業者については継続的な検査の対象とする一方で、投資助言・代理業者、金融商品仲介業者等は個別に優先度を判断して、随時に検査を実施します。自主規制機関については、必要に応じて検査を行います。二種業者に対する登録事項検査も、引き続き実施してまいります。

証券監視委と財務局の連携にも取り組み、また、オフサイトのモニタリングとオンサイトの検査を一体的に行いたいと考えています。

我々は、検査結果やマニュアル等の公表により皆様方の予見可能性を高めていく努力を行ってきており、今後の検査に当たっても、同様の観点から、お示しした基本方針・計画に沿って検査を進めてまいりたいと考えています。他方、世の中の動きは非常に激しく、急遽、問題が突発することもあります。市場環境の変化や個別業者をめぐる事情等に応じ

て、計画によらない機動的な対応が必要となることもあり得ますので、そうした場合には、迅速果断に対応したいと考えています。

■ 6. おわりに

結局、我々が何をしたいのかということ、市場仲介者という非常に重要なマーケットの担い手である皆様方の実状をきちんと把握し、必要な認識の共有を図り、改善すべき点があれば指摘して改善を促していくということにより、今後とも、投資者やマーケット全体のために貢献するという事に尽きます。当局の立場としては責任を持って、必要と判断される措置を講じていかなければなりません。しかしながら、より良い市場にしていくことは我々だけで行えることではなく、皆様方の自主的な取組や、皆様方の我々に対する御理解、御協力をいただくことが必要であります。

今後とも、より良い市場を作っていくため、皆様方と協働作業を進めてまいりたいと考えておりますので、宜しく願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

